

泉南市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）概要版

2023年3月策定

「事務事業編」⇒当該団体の公共施設から発生する温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全のための計画です。全ての地方公共団体に策定義務があります。
「区域施策編」⇒当該団体全域の温室効果ガスの排出抑制を行う施策に関する総合的な計画です。市民・事業者・行政が一体となって取組を推進していくこととされています。
都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市に、策定義務があります。

第1章 計画策定の背景

■気候変動の影響

近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により、地球規模において、猛暑・豪雨・台風などによる甚大な気象災害が発生し、私たちの生命や暮らしが脅かされています。これらの影響を踏まえ、政府は2020年10月に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする、カーボンニュートラルを目指すこと」を宣言しました。また、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度から46%削減すること、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととしています。

第2章 基本的事項

■計画の目的

泉南市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、本市の事務事業に伴って排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの削減等を図るとともに、本市が率先して温暖化対策に取り組むことにより、市民、事業者の主体的な取組を促進することを目的とします。

■対象とする範囲

本市の全ての事務事業を対象事業とし、出先機関、指定管理者制度により施設運営を外部委託している施設を含む、本市の全ての施設を対象範囲とします。

■本計画の対象期間

2023（R5）年度から2030（R12）年度までの8年間とします。

| 項目 | 年 度 | | | | | | | | | |
|--------|------|-----|------|------|------|------|-------|-----|------|--|
| | 2013 | ... | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | ... | 2030 | |
| 計画中の事項 | 基準年度 | | 計画策定 | 計画開始 | | | 計画見直し | | 目標年度 | |
| 計画期間 | | | | | | | | | | |

第3章 温室効果ガスの排出状況

●温室効果ガスの総排出量 実績

| 年 度 | 実績値（トン-CO ₂ ） | 実績削減率 | 備 考 |
|---------------|--------------------------|--------|------|
| 2013年度（H25）年度 | 7,026.1 | — | 基準年度 |
| 2017年度（H29）年度 | 6,405.3 | ▲8.8% | |
| 2021年度（R3）年度 | 4,471.8 | ▲36.4% | |

●温室効果ガスの排出量（施設別） 基準年度（2013年度）

| 施 設 名 | 排出量（トン-CO ₂ ） | 内訳（%） |
|------------------|--------------------------|--------|
| 行政系施設（公用車含） | 585.2 | 8.33 |
| 市民文化系施設 | 452.3 | 6.44 |
| 社会教育系施設 | 38.7 | 0.55 |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 132.8 | 1.89 |
| 学校教育系施設 | 1,181.8 | 16.82 |
| 子育て支援系施設 | 229.2 | 3.26 |
| 保健・福祉系施設 | 465.5 | 6.63 |
| 公営住宅 | 41.6 | 0.59 |
| 公園 | 41.6 | 0.59 |
| 供給処理施設（公用車含） | 2,972.5 | 42.31 |
| その他 | 884.9 | 12.59 |
| 合 計 | 7,026.1 | 100.00 |

第4章 温室効果ガスの排出削減目標

●本市の事務事業の実施に伴って排出される温室効果ガスの排出量は、基準年度である2013（H25）年度では7,026.1トン-CO₂であり、2030（R12）年度末までに対2013（H25）年度比で46%を削減することを目標とします。

| 項 目 | 基準年度（2013年度） | 目標年度（2030年度） |
|------------|---------------------------|-------------------------|
| 温室効果ガスの排出量 | 7,026.1トン-CO ₂ | 3,794トン-CO ₂ |
| 削 減 率 | — | 46% |

第5章 目標達成に向けた取組

（1）取組の基本方針

職員による全庁的取組として、省エネ・省資源行動の取組を継続しつつ、温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油、重油、ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。なお、取組については、各所属での業務の内容とその特殊性、施設、機器の整備状況等を勘案しながら進めます。

(2) 主な具体的取組内容

温室効果ガスの排出量削減を目的とした取組みを進めるための主な項目は、次のとおりです。

① 施設におけるエネルギー使用量の抑制

- 始業前や昼休み又は、晴天時は窓口業務等必要箇所を除いて支障のない程度に消灯します。
- 照明器具の更新には、LED 照明の導入に努めます。
- 冷暖房温度は原則、冷房時 28℃以上、暖房時 19℃以下に設定します。(配慮必要施設除く)
- 冷暖房効率を上げるために、ブラインドやカーテンを活用します。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- 夏季は、暑さをしのぎやすい軽装（ノーネクタイ等）のクールビズ、冬季は、重ね着をする等のウォームビズを励行します。
- 長時間、電気製品を使用しない場合は、コンセントを抜き待機電力を削減します。退庁時は、プリンター及びコピー機等の電源が切れているか確認します。

② 自動車におけるエネルギー使用量の抑制

- 急発進・急加速をしないなど環境に配慮した運転であるエコドライブ励行します。
- 公用車の更新時には、電動車（ハイブリッド車含）の導入に努めます。なお、導入できる同等の車両がない場合は、その車両の上位低燃費車の導入に努めます。

③ 庁舎等の施設及び設備の設計・維持管理等における運用改善

- 建築物の断熱構造化や採光・通風の最適化を図ります。(新築・増改築における ZEB の施工を進めます。)
- 施設及び設備の新設・更新時には、規模・用途に応じた省エネルギー機器の導入に努めます。
- 補助金の活用により、電気自動車等向け充電インフラの導入に努めます。
- E S C O 事業等による省エネ改修に努めます。

④ 再生可能エネルギーの導入

- 施設屋上への太陽光パネル設置等、再生可能エネルギーの導入化に努めます。
- 再生可能エネルギー電気の調達を推進します。

⑤ 再生品等の活用

- コピー用紙やトイレットペーパーの購入にあたっては、再生紙のものを優先的に選択します。
- 広報紙、パンフレット、ポスター、その他印刷物作成の際は、印刷業者に 古紙配合率の高い再生紙又は非木材紙を使用させるとともに、「再生紙使用」の表示を行うよう努めます。

⑥ 廃棄についての配慮

- 不用品が出た場合は、廃棄する前に必要としている職場がないか、掲示板等により確認します。
- フロン・代替フロンを使用している空調機等の廃棄を行う場合は、ガス回収を徹底します。

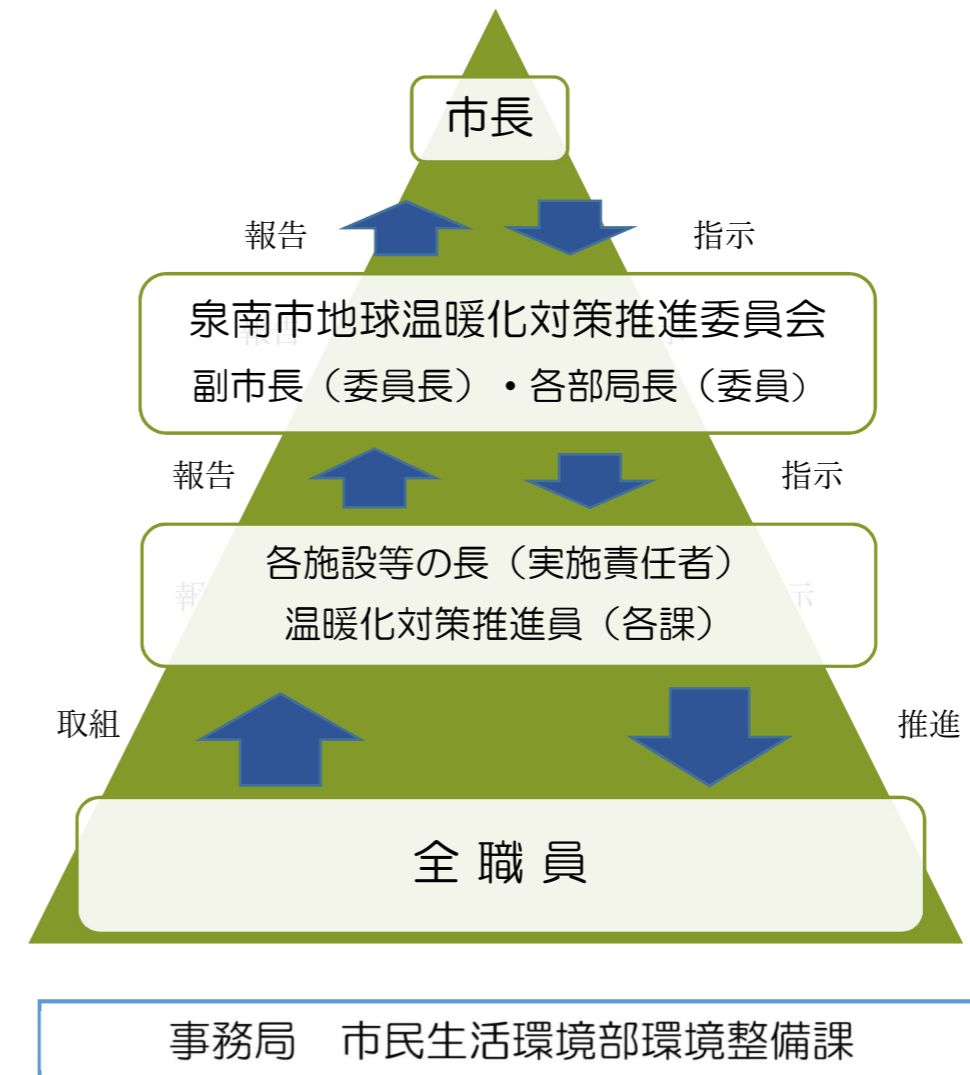
⑦ 用紙・水等の使用量の抑制

- 両面コピーや両面印刷を徹底し、裏紙や使用済み封筒を再利用します。
- 庁内の連絡は、掲示板やメッセージ等を有効に活用しペーパーレス化に努めます。
- 会議資料等は、簡素化・共有化を行い、縮小コピーを利用し、部数も最小限となるようにします。
- 給水装置の末端に、必要に応じて感知式の洗浄弁や自動水栓など、節水に有効な器具を設置します。

第 6 章 進捗管理体制と進捗状況の公表

■進捗管理体制

推進・点検・評価を以下の体制で実施し、全庁的に取組の徹底を図ります。



■進捗状況の公表

実施状況の公表については、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市ウェブサイトを通じて市民に公表します。